

# 宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営要綱

昭和55年4月1日  
福祉保健部障がい福祉課

## 1 目的

障がい者が、その適性及び健康状態に応じて、スポーツに親しむとともに、体力の維持向上と機能の回復に努め、以て社会活動への参加と自立への意欲を助長することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、宮崎県とし、宮崎県は当該事業を、宮崎県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）に委託して実施するものとする。

## 3 クラブの定義

この要綱において、障がい者スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）とは、スポーツを愛好する障がい者がそれぞれの地域において上記目的を達成するために組織しているので、障がい者スポーツの向上に寄与すると認められるものであって、次に掲げる要件を具備するものをいう。

- 個人競技は5名以上
- 団体競技はその競技を構成する人数以上

## 4 クラブ設置

クラブは、次に掲げる要件を具備しているものとする。

- ① クラブの会則を整備していること。
- ② クラブの責任者のもとで、健全かつ活発に活動していること。
- ③ クラブ員が県内に在住していること。

## 5 クラブの設置届出

クラブを設置したときは、次の書類を協会会長に提出するものとする。

- ① 障がい者スポーツクラブ設置届出書（別記様式第1号）
- ② クラブ会員名簿（別記様式第2号）
- ③ 活動状況報告書（別記様式第3号）（活動実績のない場合は計画書とする）
- ④ クラブ会則

## 6 活動状況等の報告

前項により設置届出をしたクラブは、別に定める実績報告を毎年度4月20日までに協会会長に提出するものとする。

7 クラブの名称等の変更届

次に掲げる事項に変更のあったクラブは、その都度、変更届書（別記様式第4号）を協会会長に提出するものとする。

- ① クラブの名称
- ② クラブの所在地
- ③ 責任者の氏名
- ④ 責任者の住所
- ⑤ クラブ会則

8 クラブの解散届

クラブを解散したとき及び第3項各号に定める要件を欠くに至ったときは、速やかに解散届書（別記様式第5号）を提出するものとする。

9 書類の経由機関

この要綱による書類は、クラブ所在地の市町村長を経由して協会会長に提出するものとする。

但し、町村にあっては、更に、各福祉子どもセンター及び児湯福祉事務所（西臼杵管内にあっては、西臼杵支庁）の長を経由するものとする。

10 協力機関

市町村長及び各福祉事務所長及び各福祉子どもセンター所長（西臼杵支庁長を含む。）は、クラブ設置運営等に協力するものとする。

11 その他

宮崎県障がい者スポーツクラブ設置運営費交付金については、別に協会が定める交付要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。